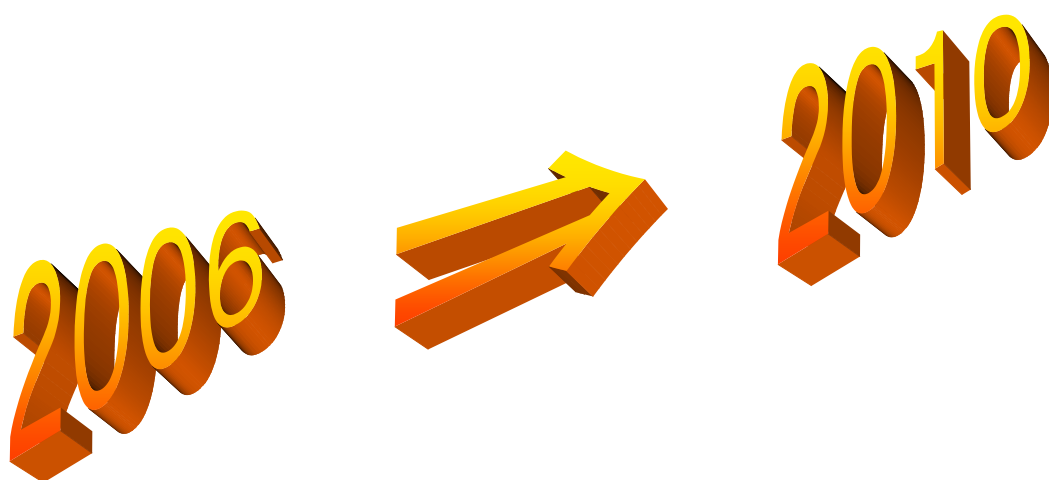


第1次改訂版

新たな時代の潮流と安全で安心なまちづくり

第4次亘理町行政改革大綱



フレンドシップのまちづくり

平成18年3月

亘理町

実践します 3S!

誠意・正確・スピーディ

はじめに

我が国の社会経済構造は、高齢社会の進行や少子化による人口減少時代の到来、高度情報化、住民価値観の多様化のなかで、構造改革や規制緩和などによりあらゆる分野において大きな変革が進んでいます。また、最近の地方公共団体を取り巻く環境は、地方分権型社会への移行や三位一体改革による地方交付税や補助金の削減などにより、これまで以上に厳しい財政状況が予想されます。

本町においても、平成13年10月に「第3次巨理町行政改革大綱」を策定し、行政改革に取り組んでまいりましたが、今後の財政見通しを考えると、もはや過去の経験や長年の慣行、既成概念だけでは、対応できない新たな時代になっていることも事実であります。

このような状況の中で、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、少子高齢化の進展や若者の定住化など複雑多様化する行政需要に対応していくためには、自主財源の確保と行政各分野にわたり、更なる歳入の確保と歳出の削減・見直しを図るなど、安定した財政力を構築していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、行財政改革は継続性をもって取り組んでいく必要があることから、従来手法による経費の削減や事務事業などの見直しではなく、町民と行政が知恵を出し合いながら、創意工夫を重ね、行財政の抜本的な改革を行うため、新たに平成18年度を起点とする平成22年度までの「第4次巨理町行政改革大綱」を策定するとともに強力なリーダーシップのもと改革を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年3月

巨理町長 齋藤 邦男

目 次

はじめに

第1章 行政改革の必要性	1
第2章 新たなまちづくりに向けての住民ニーズ	2
第3章 行政改革大綱の基本方針等	6
第1節 基本方針	
第2節 策定の体制	
第4章 行政改革大綱の基本事項	8
第1節 行政改革大綱の位置付け	
(1) 計画の目的	
(2) 計画の体系と役割	
第2節 計画の期間等	
(1) 計画の期間	
(2) 計画の見直し	
第3節 推進体制	
(1) 巨理町行政改革推進本部	
(2) 巨理町事務改善委員会	
(3) 町民参加による検討組織	
第4節 推進方法	
(1) 推進方法	
(2) 進捗状況の公表と意見の聴取	
第5章 行政改革大綱体系図	11
第1節 行政改革の施策体系	
第2節 行政改革の施策体系図	

第6章 行政改革大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第1節 町民と築く地域協働のまちづくり	
第2節 事務事業の再編・整理、統合・廃止	
第3節 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	
第4節 職員の定員管理の適正化	
第5節 職員手当等の総点検をはじめとする給与の適正化	
第6節 組織機構の見直し	
第7節 職員の意識改革	
第8節 第三セクター等の見直し	
第9節 経費節減等の財政効果	
第10節 地方公営企業関係（上水道事業、下水道事業、観光事業）	

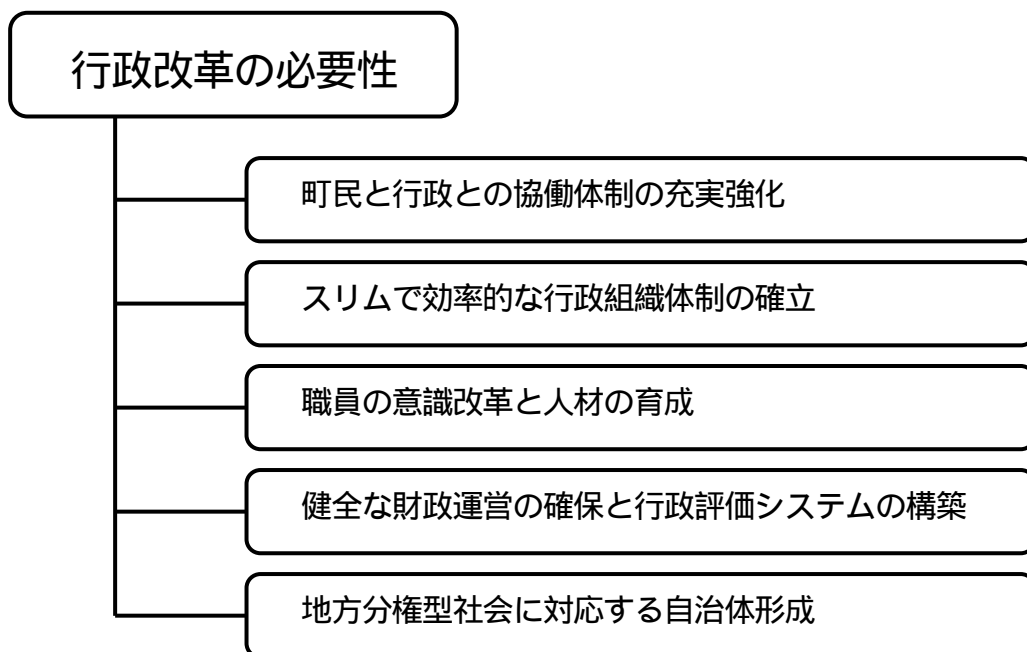
第1章 行政改革の必要性

現在、政府は地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日通達）を策定するなど、行政改革の必要性を示しています。また、三位一体改革は、地方自治体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを基本とし、従来の中央集権的な行財政システムを改め、町民にとって必要な施策を町民が自らの選択と責任において推進できるシステムの構築を目指すものであります。

しかしながら、現在多くの地方公共団体は、国の景気対策減税、三位一体改革に伴う政策などにより地方交付税が大幅に減少し、これまでどおりの行政運営を維持していけない、大変危機的な状況におかれています。

このような状況の中で、本町では、平成18年度からスタートとする「第4次巨理町総合発展計画」にあわせ、町民と行政が一体となって、協働のまちづくりを進めていくとともに、職員の意識改革、業務の改善や行政組織などの見直しを行い、町政の体質改善を図るなど、内部努力の徹底を図る必要があります。また、経営的視点を導入した行財政運営を確立し、町民満足度と成果を重視する町政への転換を図るとともに、町民に質の高い行政サービスを継続的に提供していくための改革は急務となっております。

従って、これらの取り組みを実効的・効率的に行えるよう「第4次巨理町行政改革大綱」と「巨理町集中改革プラン（実施計画）」を策定し、推進するものであります。



第2章 新たなまちづくりに向けての住民ニーズ

本計画の策定にあたって、平成17年7月に満20歳以上の町民の中から無作為に抽出した2,000人を対象に住民意識調査を実施しました。有効回収数861、有効回収率43.1%でした。この結果からまちの現状評価や今後期待するまちづくりの方向など、新たなまちづくりに向けた住民ニーズをまとめると次のとおり把握されました。

行財政についておたずねします。

あなたは、今後の行財政改革で重点をおくべき項目は何だと思えますか。(5つまで 印)
【複数回答】

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. 助成金、補助金や祝金の減額や廃止 | 11. 行政評価システムの導入 |
| 2. 町が主催するイベント、講演会等の廃止、縮小 | 12. 公共工事のコスト削減、事業の見直し |
| 3. 公共施設の廃止や統廃合 | 13. 上・下水道料金の改定 |
| 4. 公共施設の運営を民間や市民団体に委託 | 14. 公共施設の利用料金の改定 |
| 5. 公有地や公共施設などの有効活用 | 15. 住民税、公共料金等の滞納金の徴収率の向上 |
| 6. 職員の能力の向上と適正配置 | 16. 住民にわかりやすい組織、機構の整備 |
| 7. 職員数の削減 | 17. 電子自治体の構築(事務処理のOA化) |
| 8. 議員定数の削減 | 18. 申請、届け出等窓口業務の簡素化、サービス向上 |
| 9. 職員の給与水準の適正化 | 19. 情報公開の推進 |
| 10. 議員など特別職の報酬の適正化 | 20. その他 |
| | (具体的に：) |

○住民意識調査結果

「議員定数の削減」が第1位。わずかの差で「議員など特別職の報酬の適正化」が続き、以下、「職員能力の向上と適正配置」、「職員数の削減」、「公有地や公共施設などの有効活用」の順。

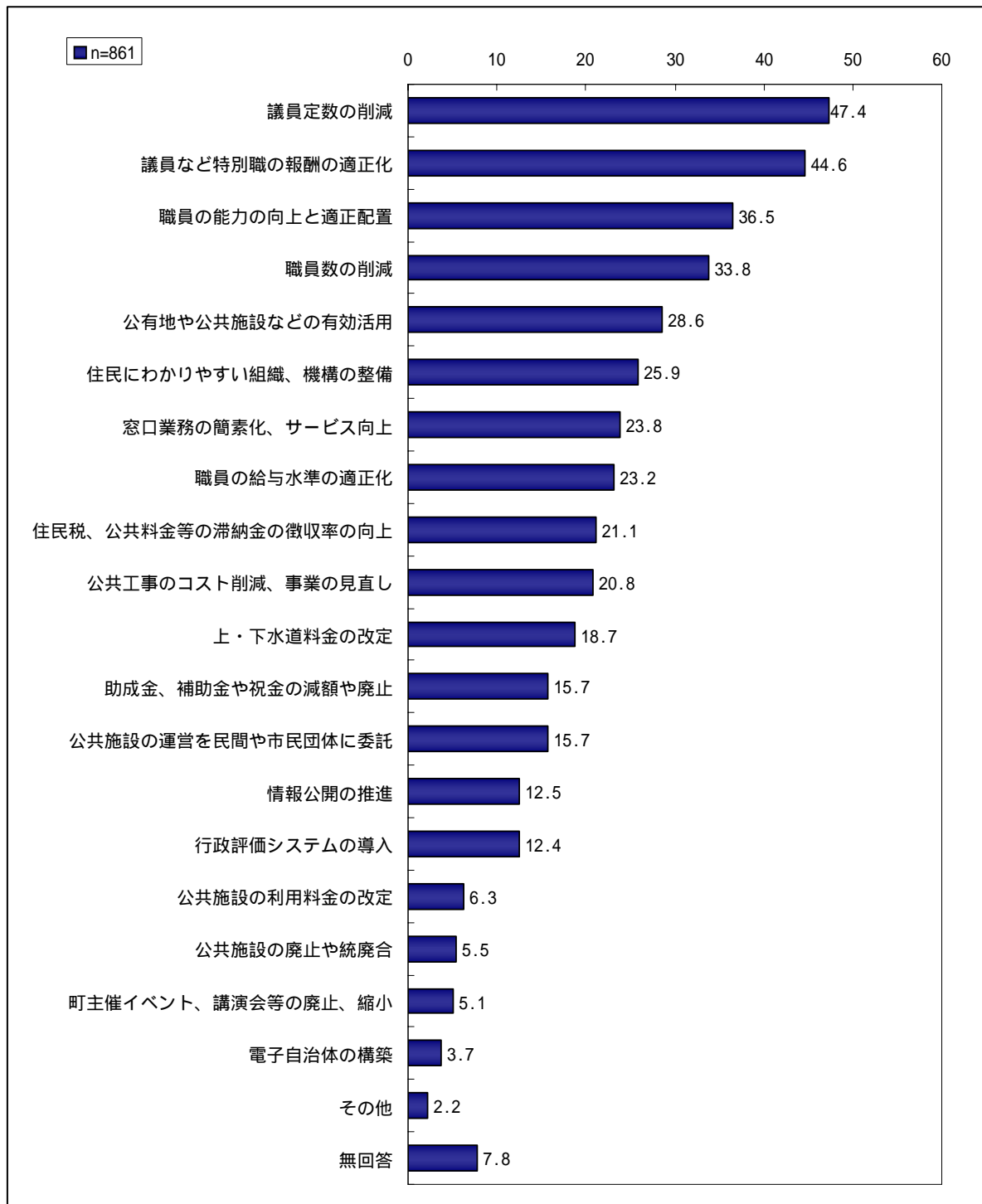
今後の町勢の発展のため行財政改革に必要なことをたずねたところ、「議員定数の削減」(47.4%)が半数弱の人にあげられ第1位、わずかの差で「議員など特別職の報酬の適正化」(44.6%)が第2位、次いで「職員の能力の向上と適正配置」(36.5%)、「職員数の削減」(33.8%)が続き、職員・議員数の削減をはじめ、特別職の報酬の適正化や職員のより一層の能力の向上とそれを活かした職員配置による行政事務の効率化が求められていることがうかがえる結果となっています。

以下、「公有地や公共施設などの有効活用」(28.6%)、「住民にわかりやすい組織、機構の整備」(25.9%)、「窓口業務の簡素化、サービス向上」(23.8%)、「職員の給与水準の適正化」(23.2%)、「住民税、公共料金等の滞納金の徴収率の向上」(21.1%)、「公共工事のコスト削減、事業の見直し」(20.8%)などと続いています。[図表1参照]

これを属性別でみると、性別では、男性で「議員定数の削減」(50.7%)、女性で「議員など特別職の報酬の適正化」(44.0%、「議員定数の削減」と同率第1位)が第1位にあげられています。

また、年齢別に第1位回答をみると、20代・30代・40代では「議員など特別職の報酬の適正化」(50.6%・54.1%・45.6%)、50代・60代・70歳以上では「議員定数の削減」(50.0%・60.5%・48.4%)があげられており、男性・50代以上の高齢層では議員定数の削減、女性・40代以下の比較的若い世代では特別職の報酬の適正化が行財政改革に重要な項目として位置づけられていることがうかがえます。[図表2参照]

図表1 行財政改革で重点をおくべき項目（全体／複数回答）



図表2 行財政改革で重点をおくべき項目（全体、性別、年齢別）

（上位5位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体		議員定数の削減 47.4	議員など特別職の報酬の適正化 44.6	職員の能力の向上と適正配置 36.5	職員数の削減 33.8	公有地や公共施設などの有効活用 28.6
性別	男	議員定数の削減 50.7	議員など特別職の報酬の適正化 45.2	職員の能力の向上と適正配置 38.1	職員数の削減 36.2	公有地や公共施設などの有効活用 28.3
	女	議員定数の削減 / 議員など特別職の報酬の適正化 44.0		職員の能力の向上と適正配置 35.3	職員数の削減 31.6	公有地や公共施設などの有効活用 29.1
年齢別	20代	議員など特別職の報酬の適正化 50.6	職員数の削減 / 議員定数の削減 34.6		公有地や公共施設などの有効活用 / 職員の給与水準の適正化 33.3	
	30代	議員など特別職の報酬の適正化 54.1	職員の能力の向上と適正配置 42.9	議員定数の削減 38.8	職員数の削減 33.7	住民にわかりやすい組織、機構の整備 31.6
	40代	議員など特別職の報酬の適正化 45.6	職員の能力の向上と適正配置 / 議員定数の削減 36.9		公有地や公共施設などの有効活用 32.0	窓口業務の簡素化、サービス向上 29.1
	50代	議員定数の削減 50.0	職員数の削減 39.2	議員など特別職の報酬の適正化 36.1	職員の能力の向上と適正配置 34.5	公有地や公共施設などの有効活用 / 住民にわかりやすい組織、機構の整備 29.4
	60代	議員定数の削減 60.5	職員の能力の向上と適正配置 46.7	議員など特別職の報酬の適正化 44.9	職員数の削減 37.1	公有地や公共施設などの有効活用 / 住民税、公共料金等の滞納金の徴収率の向上 28.1
	70歳以上	議員定数の削減 48.4	議員など特別職の報酬の適正化 44.6	職員の能力の向上と適正配置 31.5	職員数の削減 30.0	公有地や公共施設などの有効活用 25.8

第3章 行政改革大綱の基本方針等

第1節 基本方針

平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体においては、個性を重視したまちづくりに向け新たな行政システムの構築が求められています。地方分権型社会においては、自己決定・自己責任のもと、町民と行政とが協働でのまちづくりを進めていくことも必要不可欠であります。

また、多様化する行政需要に対し限られた財源の中で対応していくためには、企業的经营を取り入れながら、職員の意識改革を行い、自立した町政運営をしていかなければなりません。

新たなまちづくりを進めるうえでも、住民意識調査に見られるように、全項目において行政改革に取り組み、質の高い行政サービスの提供と町民と行政の協働体制の確立を目指し、次の3項目を行政改革の基本方針とします。

(1) 町民と築く地域協働のまちづくり

将来に向けての新たなまちづくりを進めていくためには、町民の行政運営への参画は欠かせません。そのためには、町民と行政がお互いに役割を認識し、相互理解を深めながら協働でのまちづくりに取り組むために「まちづくり基本条例」を制定するとともに、行政情報の公開や情報を共有することにより町民との連携強化を図ります。

(2) 職員の意識改革

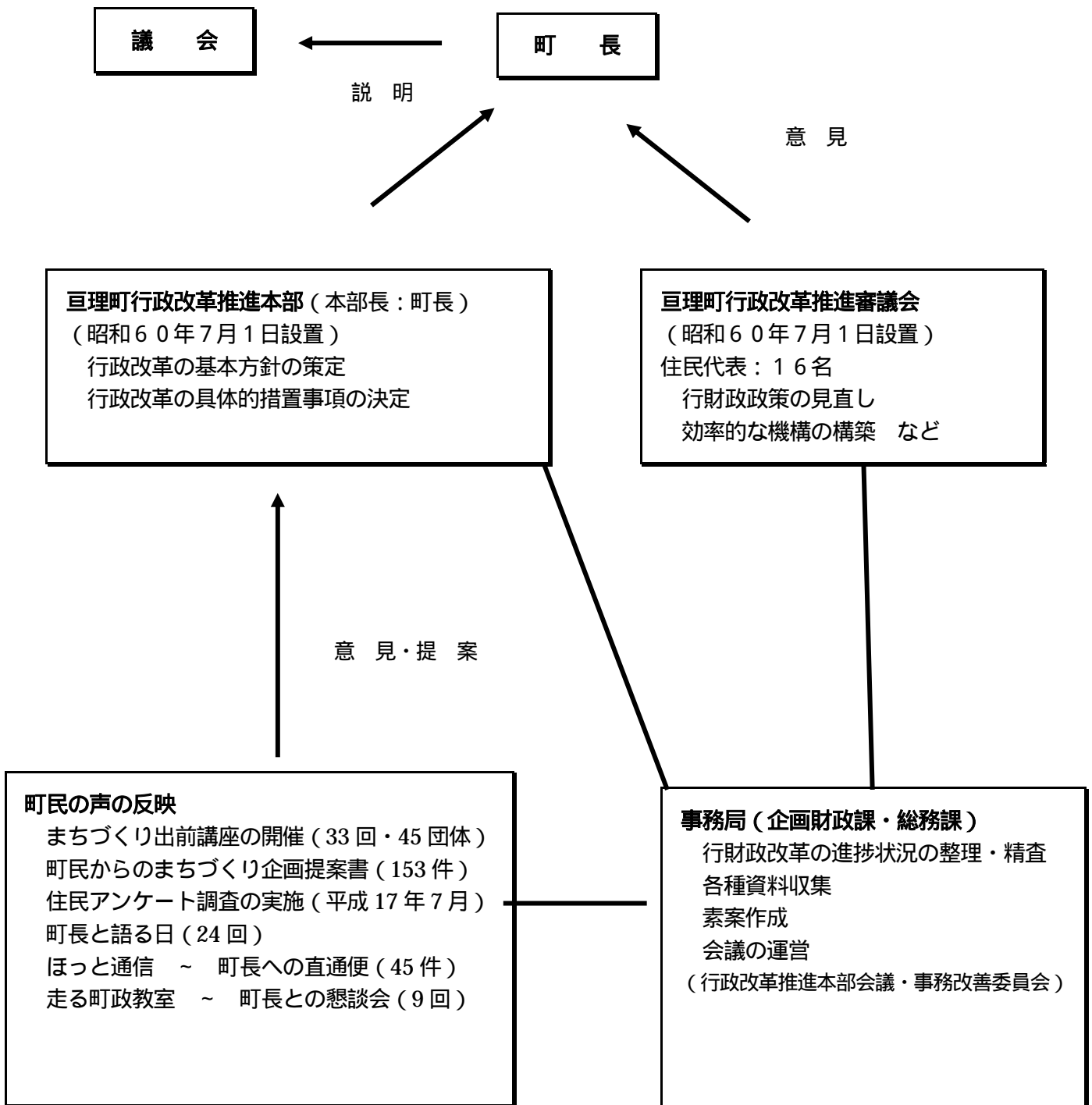
行政改革を行うには、職員一人ひとりが慣例にこだわらず改革・改善に向けた行動を起こすことが大切であります。それには、平成17年3月に定めた「巨理町人材育成基本方針」を基に関連施策を着実に実施するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けた真の改革としていくため、行政改革を単なる節約や削減だけに位置付けるのではなく、これまで以上に、職員の意識改革を行い、質の高い行政サービスの提供に向けて自助努力に努めます。

(3) 民間経営感覚による簡素・効率化

地方分権が進み地域間競争が進むなかで、個性と魅力あるまちづくりが求められています。そのためにも、最小の経費と最善の努力で最大の効果をあげることは、行財政運営の基本原則であります。今後の事務事業等の推進については、マネジメントを基に、緊急度・優先度・満足度を基準に、その上で、さらなる行政コストの削減と効率化を図るため、民間の経営理念と経営手法等も取り入れながら、事務事業等の改善に取り組みます。

また、民間委託（指定管理者含む）やPFI（民間資金等活用事業）などについては、行政責任の確保と町民の理解、更にはコスト削減や効率化が図られるかなどを見極めながら積極的に推進します。

第2節 策定の体制



第4章 行政改革大綱の基本事項

第1節 行政改革大綱の位置付け

(1) 計画の目的

「第4次巨理町行政改革大綱」と「巨理町集中改革プラン(実施計画)」は、「第4次巨理町総合発展計画」との整合性を踏まえながら、限られた経営資源(人材・財源)を有効に活用しながら各種施策を推進し、簡素で効率的な行政を実現する行財政システムの構築を目標に、危機意識と改革意識を持って行政改革を推進するための基本となるものです。

(2) 計画の体系と役割

この計画は「第4次巨理町行政改革大綱」と「巨理町集中改革プラン(実施計画)」からなるもので、それぞれの役割は次のとおりです。

「第4次巨理町行政改革大綱」

行政改革の必要性や改革に向けての基本的な考え方、そして重点実施項目などを明示し、今後の巨理町における行政改革の基本目標と基本指針としての役割を担うものです。

「巨理町集中改革プラン(実施計画)」

第4次巨理町行政改革大綱に基づき、行政改革の重点実施項目などの取り組みを集中的に実施するため、計画期間における行政改革の具体的な取り組みを明示し、その進行管理を行うものです。

なお、行政改革に関する取り組みとその進捗状況を町民に分かりやすく示すため、個別の項目についても実施予定年度を明記するとともに、その評価と検証による進行管理を行うこととします。

第2節 計画の期間等

(1) 計画の期間

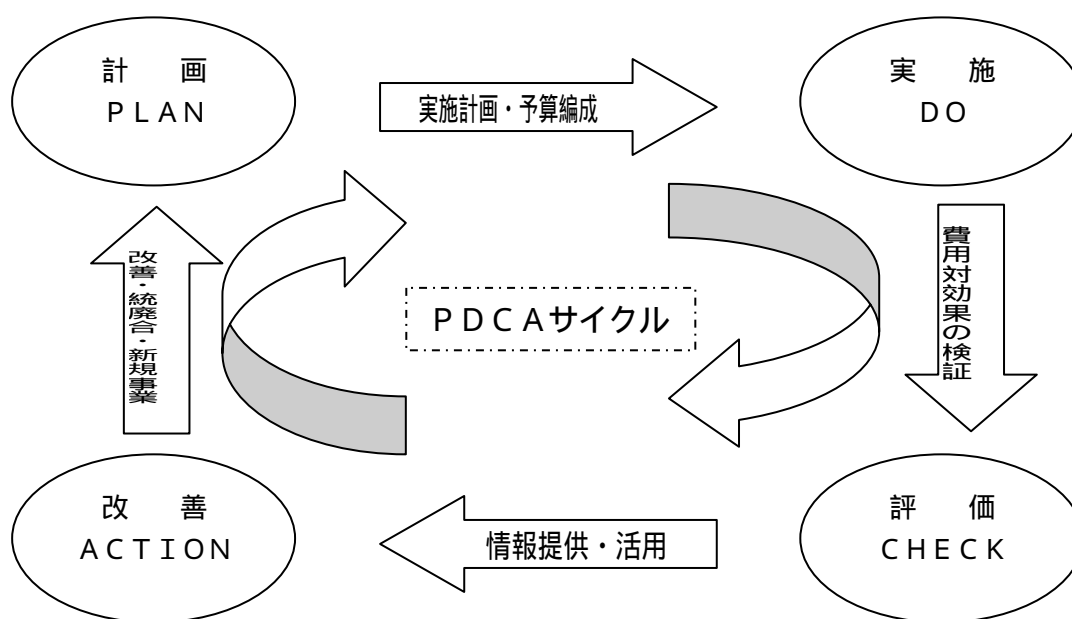
計画期間は、平成18年度を初年度とし、平成22年度までの5ヶ年とします。

(2) 計画の見直し

「第4次巨理町行政改革大綱」及び「巨理町集中改革プラン(実施計画)」は、社会情勢と町民ニーズの変化への対応や、P D C Aサイクル【計画(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)】に基づく行政組織運営全般の点検評価に基づき見直すこととします。

[図表3参照]

図表3 基本的な事務事業の見直し方法



行政評価システムを活用

第3節 推進体制

(1) 巨理町行政改革推進本部

庁内に巨理町行政改革推進本部を設置し、全庁的な行政改革を推進します。

行政改革の基本方針の策定に関すること
 行政改革の具体的措置事項の決定に関すること
 その他行政改革に係る重要事項に関すること など

(2) 巨理町事務改善委員会

巨理町事務改善委員会を設置し、事務の改善に関し調査研究及び企画立案し、行政の効率的かつ効果的な運営を行います。

事務機構の合理化に関すること
 執務環境の近代化に関すること
 事務処理の改善に関すること
 行政事務の提案に関すること など

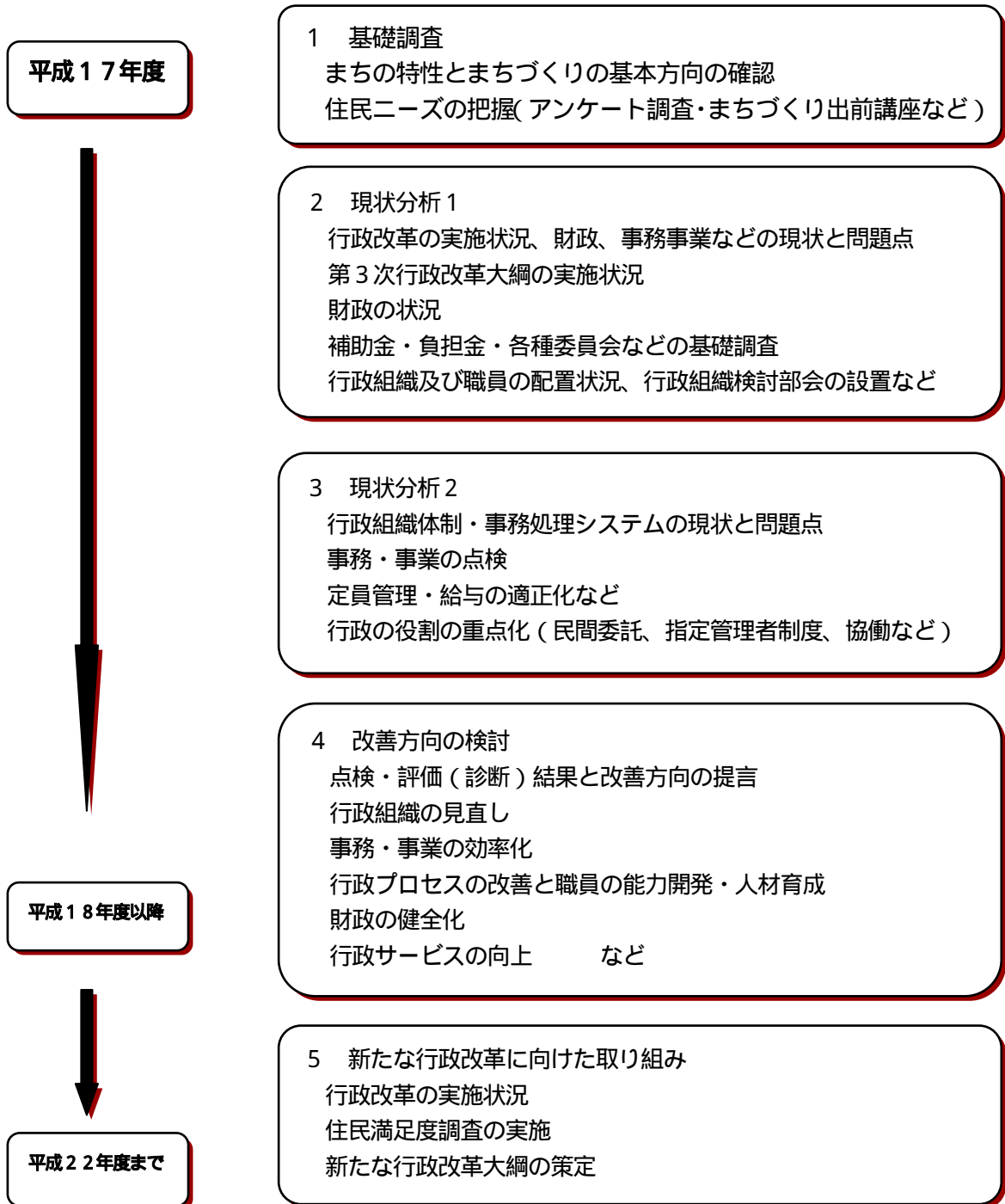
(3) 町民参加による検討組織

巨理町行政改革推進審議会を設置し、行政改革の推進に町民の意見を反映させます。

行財政政策の見直しに関すること
 効率的な機構の構築に関すること など

第4節 推進方法

(1) 推進方法 基本的なスケジュール



(2) 進捗状況の公表と意見の聴取

本計画に基づく行財政改革の進捗状況は、巨理町行政改革推進審議会及び町議会に報告するとともに「広報わたり」やホームページなどを通じて公表します。また、町民をはじめ外部からの幅広いご意見ご要望などを拝聴することに努めます。

第5章 行政改革大綱体系図

第1節 行政改革の施策体系

基本方針をベースに、基本目標を定め、今後取り組む改革内容を、体系的に整理し明らかにします。

基本目標

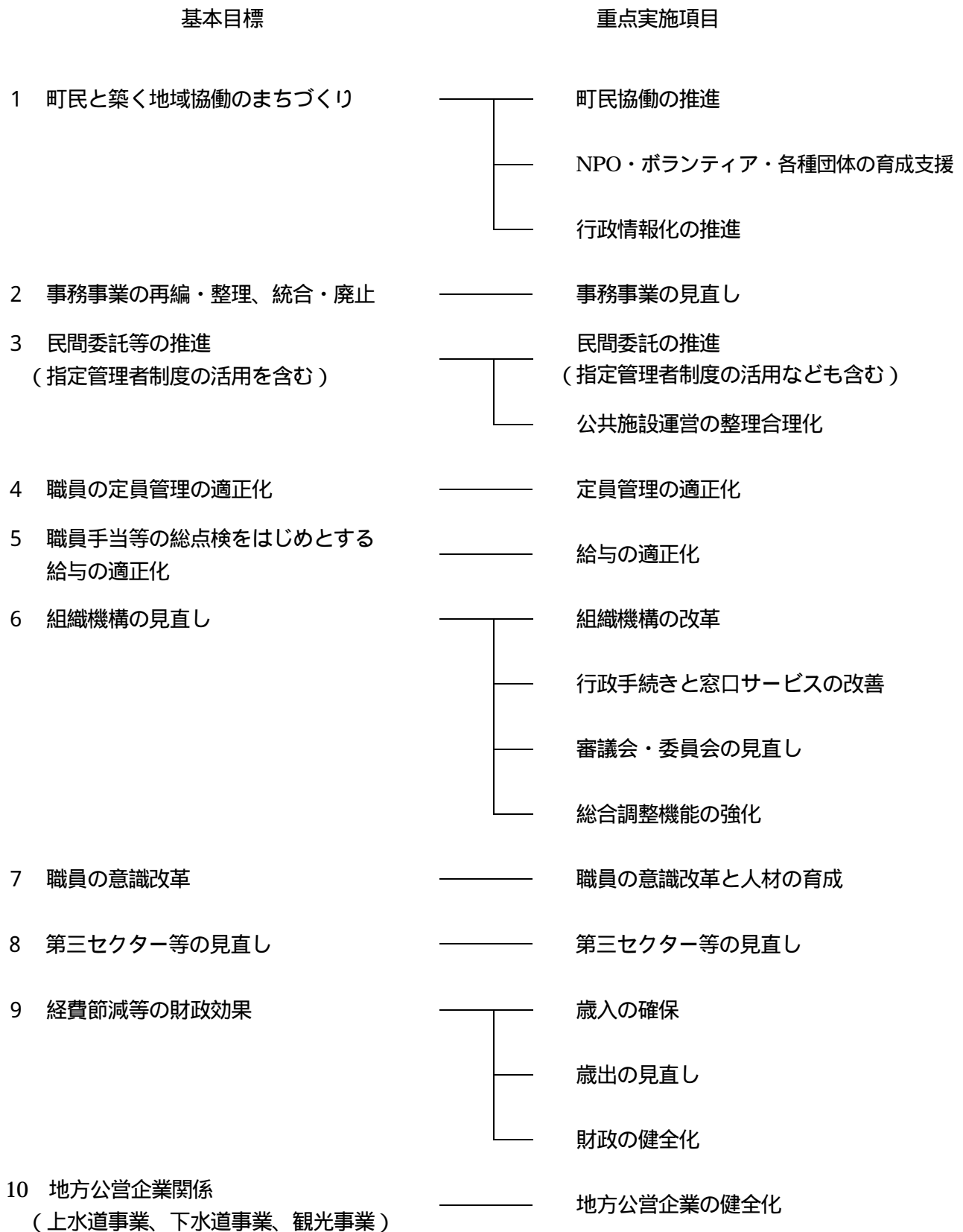
以下の10項目を基本目標として、さらなる行政改革の推進を図り、協働によるまちづくりと効率的な行政運営を目指します。

- 1 町民と築く地域協働のまちづくり
- 2 事務事業の再編・整理、統合・廃止
- 3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- 4 職員の定員管理の適正化
- 5 職員手当等の総点検をはじめとする給与の適正化
- 6 組織機構の見直し
- 7 職員の意識改革
- 8 第三セクター等の見直し
- 9 経費節減等の財政効果
- 10 地方公営企業関係（上水道事業、下水道事業、観光事業）

重点実施項目

基本方針と基本目標をもとに、次のとおり重点実施項目を定め、改革方針に向けた具体的な事業を実行します。

第2節 行政改革の施策体系図



第6章 行政改革大綱

第1節 町民と築く地域協働のまちづくり

地方分権の進展に伴い、自立した町として地域の実情に応じたまちづくりを推進していくためには、「まちづくりは人づくり」を基本に、町民と行政が一体となって、取り組む必要があります。そのためにも、施策の実施段階はもちろん、計画段階から町民の参画と町民と協働による各種事業の推進を図ります。また、行政サービスに対する町民満足度調査の実施等により、行政サービスの向上化に努めます。

第2節 事務事業の再編・整理、統合・廃止

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため、事務事業については、効果や効率性の観点から、初期の目的を達成した事務事業の廃止・縮小や類似する事務事業を統廃合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、更には、行政の効率化等に配慮し、行政評価制度等の活用により事務事業の整理合理化を進めます。

第3節 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

これまで、民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、さらに推進し、一層のサービス水準の向上と業務運営の効果を上げるために、民営化や指定管理者制度、民間委託を推進するとともに、PFIの活用を検討します。

また、指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度であることから、現在本町にある全ての公の施設について検証を行い、移行可能な施設については、随時導入していきます。

第4節 職員の定員管理の適正化

過去3次にわたり職員定員適正化計画を策定し、定員管理に努力してきたところでありますが、さらなる財政の健全化を推進するために、本計画に基づき、計画的な職員数の抑制等を図ってまいります。実施にあたり、地方分権等により事務事業の増加が見込まれる中、民間委託等をより一層推進するとともに、行政組織機構の見直しや職員の適正配置等を行い、本計画とあわせ新たな定員適正化計画を策定します。

第5節 職員手当等の総点検をはじめとする給与の適正化

給与については、現在検討されている国家・地方公務員の給与構造の大幅な見直しの動向を見据えながら、引き続き給与制度の適正な運用に努めます。

第6節 組織機構の見直し

社会経済情勢の変化に伴う、行政需要や多様化する住民ニーズに的確に対応できる柔軟で効率的な組織体制を構築するため庁内組織「行政組織検討部会」を設置し、早期に行政組織の見直しを行います。

第7節 職員の意識改革

地方分権時代を迎え、本町においても自己決定・自己責任のもとに地域固有の政策課題に対応していくことが求められており、時代の変化を認識し、職員自らの意識改革を促し、新たな発想と政策課題に挑戦する意欲、そして、専門的な知識や高度な技術を持った職員及び管理能力に優れ、行政全般に精通した職員の育成を図ります。

第8節 第三セクター等の見直し

第三セクター・出資団体等(出資比率25%以上)については、該当する団体がありませんが、出資・出捐団体については、今後も公益性や事業の必要性、経営状況等を見据えながら、監査体制を強化するとともに、行政の関与のあり方について検討します。

第9節 経費節減等の財政効果

本町ではこれまで、第3次巨理町行政改革大綱等に基づき、職員数の削減、事務事業の整理合理化、使用料・手数料の見直し、民間委託などを進め、一定の成果を見ることができました。

しかし、右肩上がりの経済成長が終わり、町税収入等が伸び悩むなか、扶助費や公債費等の経常的経費の伸びが見込まれております。従って、政策的経費や投資的経費に充当可能な一般財源は減少傾向にあり、本町の財政状況はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。

そこで、本町の財政の見通しを明らかにするとともに、健全化目標を定め、歳入の確保や歳出の見直しへの対策を具体化するなど今後の財政運営の指針となる新たな財政計画を策定いたします。これらに基づき財政構造の改善に向け、全庁を挙げて取り組んでまいります。

第10節 地方公営企業関係(上水道事業、下水道事業、観光事業)

本町の地方公営企業の事業数は、地方公営企業法非適用のものも含めて3事業あります。地方公営企業として事業を継続するにしても、民間的経営手法の検討や中長期経営計画の策定、更には事務事業の見直し等は、当然必要不可欠であります。それぞれの事業においては、社会経済情勢の変化を的確にとらえ、より一層経営の健全化を推進します。